

横手市議会 平成26年第7回12月定例会提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
同意第5号	教育委員会委員の任命について	平成26年12月3日で任期満了となる教育委員の任命
諮問第10号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成27年3月31日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第11号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成27年3月31日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第12号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成27年3月31日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
報告第50号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車による接触事故の損害賠償
報告第51号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	市道路肩グレーチングによる車両物損事故の損害賠償
報告第52号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	剪定作業中の自動販売機破損事故の損害賠償
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて (平成26年度横手市一般会計補正予算(第5号))	12月14日執行の衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査費の補正について緊急対応の必要により、11月21日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第141号	横手市行政組織条例等の一部を改正する条例 (H27. 4. 1施行)	組織機構再編に伴う条例の一部改正	
		内容	「総務企画部」及び「財務部」を「総務部」、「総合政策部」、「まちづくり推進部」に改組し、関係各部の分掌事務を改める。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ①横手市総合計画審議会条例の一部改正 ②横手市特別職報酬等審議会条例の一部改正 ③横手市生涯学習センター設置条例の一部改正 ④横手市増田ふれあいプラザ設置条例の一部改正 ⑤横手市大森総合学習センター設置条例の一部改正 ⑥横手市山内学習交流センター設置条例の一部改正 ⑦横手市大森多目的集会施設設置条例の一部改正 ⑧横手市立図書館設置条例の一部改正 ⑨横手市民会館設置条例の一部改正 ⑩横手市十文字文化センター設置条例の一部改正 ⑪横手市石坂洋次郎文学記念館設置条例の一部改正 ⑫横手市スポーツ推進審議会条例の一部改正 ⑬横手市社会体育施設設置条例の一部改正 ⑭横手市天下森スキー場設置条例の一部改正 ⑮横手市十文字B&G海洋センター設置条例の一部改正
議案第142号	横手市表彰条例の一部を改正する条例 (H27. 4. 1施行)	組織機構再編に伴う条例の一部改正	
		内容	選考委員会委員について「総務企画部長、財務部長」を「総務部長、総合政策部長、まちづくり推進部長」に改める。

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第143号	横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (H27. 4. 1施行)	職員の給与、昇給の基準、期末勤勉手当の支給割合等を改定するための条例の一部	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・期末勤勉手当の支給割合の改定 ・55歳に達した翌年度からの昇給について、原則昇給しないことを規定 ・1時間当たりの給与単価の算出方法の変更 ・自動車等を使用する職員の通勤手当の支給限度額の改定
その他	<ul style="list-style-type: none"> ①横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 ②横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正 ③横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正 		
議案第144号	横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (H27. 1. 1施行)	産科医療補償制度の見直しに伴い、出産育児一時金の額を変更するための条例の一部改正	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金の額「39万円」を「40万4千円」に改める。 ・加算額について、3万円を上限として規則に委任
議案第145号	横手市森林総合研究所旧農用地整備公団事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例 (H27. 4. 1施行)	独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の改正に伴い、関係部分の整理を行うための条例の一部改正	
		内容	「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ①横手市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正 ②横手市西成瀬財産区分収造林収益金の分与に関する条例の一部改正 		
議案第146号	横手市公有林野等分収造林条例の一部を改正する条例 (H27. 4. 1施行)	分収交付金の割合を変更するための条例の一部改正	
		内容	公益財団法人秋田県林業公社からの分収交付金の割合を、市3分の1、旧慣使用地使用权者又は元地上権設定者3分の2の割合とすることを追加する。